

F B会計情報サービス利用規定

1. F B会計情報サービス

- (1) F B会計情報サービスは、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます）からのパソコン等の電子機器による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座および当座貸越口座の入出金明細または残高などの照会を行う（以下「照会機能」といいます）ものです。
- (2) 照会機能を利用できる口座は当行所定の科目に限ります。
- (3) ビジネスカードローンは残高の照会のみ取扱いできるものとし入出金明細は取扱いできません。
- (4) 本サービスの利用にあたって依頼人は本規定に加え、F Bサービス共通規定（以下「共通規定」といいます）の各条項に従うこととします。

2. 契約の成立

当行は、契約者ご本人からこの規定の取引に係る申込を当行所定の方法により受け、これを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

3. 照会の受付など

- (1) 本サービスにより入出金明細または残高などの照会を行う場合は、当行所定の方法および操作手順にもとづいてパソコン等の電子機器により所定の内容を送信してください。
- (2) 当行で受信した、店番号・科目コード・口座番号、各種暗証番号などの内容がお届けの内容と一致した場合は、当行は送信者を依頼人とみなし応答します。
- (3) 当行で受信した内容がお届けの内容と一致し、当行が応答した場合には依頼人以外の第三者による不正利用による場合でも、そのために生じた責任については当行は責任を負いません。
- (4) 本サービスの利用時間は、当行所定の利用日・利用時間内とします。

4. 手数料等

本サービスの利用にあたっては当行所定の取扱手数料を、別途指定された依頼人名義の預金口座から自動引落しします。

5. 届出事項の変更等

指定口座、各種暗証番号など届出内容に変更がある場合は、当行所定の方法により取引店に届出るものとします。届出をしないことによる損害については、当行は責任を負いません。

6. 解約

- (1) 依頼人がこのサービスを解約する場合は、当行所定の方法により取引店に届出るものとします。
- (2) 1年以上にわたりサービスのご利用がない場合や、他の取引の解約規定に抵触するなど、このサービスの継続ができないと当行が判断する相当の事由がある場合は、当行は予め書面で通知のうえサービスを中止することがあります。

7. 規定の準用

この規定および共通規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、貯蓄預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書およびカードローン規定を準用します。

8. 規定の変更

- (1) この規程の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規程に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規程の変更は、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

9. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以 上

2022年8月22日改訂